

議案第 1 号

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年野田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の一部改正に伴い、特定教育・保育施設による受給資格等の確認に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年野田市条例第18号）

改 正 案	現 行
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 7 条第 2 項に規定する通知)</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p>

議案第 2 号

野田市立清水保育所備品基金の設置、管理及び処分に関する条例を
廃止する条例の制定について

野田市立清水保育所備品基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する
条例を次のように定める。

平成29年9月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市立清水保育所備品基金の設置、管理及び処分に関する条例を
廃止する条例

野田市立清水保育所備品基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和46
年野田市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

提案理由

基金を廃止するため制定しようとするものである。